

「令和元年台風第 19 号栃木県災害義援金」募集要綱（第 1 版）

社会福祉法人 栃木県共同募金会

1 趣旨

令和元（2019）年 10 月 12 日に発生した台風第 19 号による大雨・洪水等により、栃木県内 15 の市町に災害救助法が適用されるなど、県内各地で多大な被害が生じております。このため、栃木県共同募金会は（以下「本会」という。）、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和元年台風第 19 号栃木県災害義援金

3 受付期間

令和元（2019）年 10 月 17 日（木）から令和 2（2020）年 1 月 31 日（金）まで

4 義援金受付方法

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
足利銀行	県庁内支店 (店番号 102)	普通預金 5 0 3 1 4 2 6	社会福祉法人 栃木県共同募 金会 令和元年台風第 19 号栃 木県災害義援金
本・支店窓口からの振込手数料は無料となります。			

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	0 0 1 7 0 - 7 - 7 9 2 2 0 7	栃木県共募令和元年台風第 19 号災害義援金
ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は、無料となります。		

* 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング 等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、栃木県へ拠出し、栃木県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町を通して被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に「令和元年台風第 19 号栃木

県災害義援金」募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を送付します。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第 37 条の 2 第 1 項及び同法第 314 号上の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は令和元年 10 月 17 日から施行する。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人栃木県共同募金会

〒320-8508

栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

電話：028-622-6694